

議案第95号

つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年12月1日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例（平成12年つくば市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表7の項中「、第12条の3第1項、第2項又は第8項」を「又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項」に改め、「200円」の次に「。ただし、多機能端末機による交付にあつては、1件につき150円」を加える。

附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

（提案理由）

住民票記載事項証明書を多機能端末機で交付する場合の手数料を定めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例（平成12年つくば市条例第44号）新旧対照表

改正後			改正前		
本則・附則（略） 別表（第2条関係）			本則・附則（略） 別表（第2条関係）		
項	事務	金額	項	事務	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7	住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票記載事項証明書の交付	1件につき200円。ただし、多機能端末機による交付にあつては、1件につき150円	7	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項又は第8項の規定に基づく住民票記載事項証明書の交付	1件につき200円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)